

2020年12月25日

各 位

会 社 名 株式会社アマナ
代 表 者 代表取締役社長 進藤 博信
(コード番号 2402 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役 Platform Design 部門担当
石 亀 幸 大
(TEL. 03-3740-4011)

(訂正) 「『内部統制報告書の訂正報告書』の提出に関するお知らせ」の
一部訂正について

当社は、2018年5月1日付「『内部統制報告書の訂正報告書』の提出に関するお知らせ」にて開示しました第46期及び第47期の内部統制報告書の訂正報告書に、再度、訂正すべき事項があり、また、第48期及び第49期の内部統制報告書において、訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局へ提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

- ・第46期 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)
- ・第47期 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
- ・第48期 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
- ・第49期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】及び5【特記事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所には下線____を付して表示しております。

- (1) 第46期 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)
第47期 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
第48期 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

(省略)

上記再発防止策のうち、公認会計士等の会計の専門家たる監査役の選任等の対応策については既に実行に着手しております。

以 上

(訂正後)

(省略)

上記再発防止策のうち、公認会計士等の会計の専門家たる監査役の選任等の対応策については

既に実行に着手しております。

また、令和2年11月において、当社グループにおける過去の不適切な会計処理に係る特別調査委員会の調査の過程で、当時の経営層が不適切な原価付替えによる財務報告への影響を適切に判断できず、取締役会、監査役会および会計監査人へ情報が適切に伝達・共有されなかった事実（以下「当該事実」という。）が識別されました。

当該事実に基づき、当社の全社統制の再評価を行った結果、リスクを識別する作業において各種の要因が信頼性のある財務諸表の作成に及ぼす影響について適切に考慮される仕組みの運用と、経営層から取締役会、監査役会および会計監査人へ情報が適切に伝達・共有される仕組みの運用について不備があることを確認し、これらの不備は財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、当該事実に基づき識別した開示すべき重要な不備については当事業年度の末日後に認識したため、当事業年度の末日においては是正が完了していません。

以上

(2) 第49期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

5 【特記事項】

(訂正前)

当社は、過年度の決算において海外連結子会社における不適切な会計処理が判明し、平成30年5月1日に、平成27年12月期の有価証券報告書及び第1四半期報告書、第2四半期報告書、第3四半期報告書、平成28年12月期の有価証券報告書及び第1四半期報告書、第2四半期報告書、第3四半期報告書、平成29年12月期の第1四半期報告書、第2四半期報告書、第3四半期報告書について訂正報告書を提出し、また、同日平成30年5月1日に、平成27年12月期から平成28年12月期までの内部統制報告書について訂正報告書を提出いたしました。

(省略)

(訂正後)

当社は、過年度の決算において海外連結子会社における不適切な会計処理（以下、「海外連結子会社における不適切な会計処理事案」といいます。）が判明し、平成30年5月1日に、平成27年12月期の有価証券報告書及び第1四半期報告書、第2四半期報告書、第3四半期報告書、平成28年12月期の有価証券報告書及び第1四半期報告書、第2四半期報告書、第3四半期報告書、平成29年12月期の第1四半期報告書、第2四半期報告書、第3四半期報告書について訂正報告書を提出し、また、同日平成30年5月1日に、平成27年12月期から平成28年12月期までの内部統制報告書について訂正報告書を提出いたしました。

(省略)

また、令和2年11月において、当社グループにおける過去の不適切な会計処理に係る特別調査委員会の調査の過程で、当時の経営層が不適切な原価付替えによる財務報告への影響を適切に判断できず、取締役会、監査役会および会計監査人へ情報が適切に伝達・共有されなかった事実（以下「当該事実」という。）が識別されました。

当該事実に基づき、当社の全社統制の再評価を行った結果、リスクを識別する作業において各種の要因が信頼性のある財務諸表の作成に及ぼす影響について適切に考慮される仕組みの運用と、経営層から取締役会、監査役会および会計監査人へ情報が適切に伝達・共有される仕組みの運用について不備があることを確認し、これらの不備は財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、

過年度において開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。これを受けて、令和2年12月25日に、平成27年12月期から平成29年12月期までの内部統制報告書について訂正報告書を提出いたしました。

なお、当該事実に基づき過年度に識別した開示すべき重要な不備については当事業年度の末日後に認識しておりますが、平成30年12月期において海外連結子会社における不適切な会計処理事案を契機とし、次の内部統制強化に向けた取り組みを実施しております。

リスクを識別する作業において各種の要因が信頼性のある財務諸表の作成に及ぼす影響について適切に考慮される仕組みの運用強化のため、平成30年5月に公認会計士を社外役員として招聘し、取締役会および監査役会における会計リテラシーの向上を図りました。さらに平成30年6月に代表取締役社長が経理・財務部門を直轄化し、経営層の財務報告に係るリスクの識別機会を増やしました。このほか経営層および経理・財務部門に対する会計・開示制度に関する研修を実施いたしました。

また、経営層から取締役会、監査役会および会計監査人へ適切に情報が伝達・共有される仕組みの運用強化のため、平成30年6月以降は経営層と会計監査人との協議頻度の向上に努め、平成30年12月期以降はコンプライアンス統括委員会を積極的に開催し、その結果を取締役会および監査役会へ適時に報告することを徹底いたしました。

これらの結果、平成30年12月31日現在において、開示すべき重要な不備は是正され、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

以 上

以 上